

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第25号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、「知事が定める」とした事項を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月22日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

- 一 条例第24条第6項及び第67条第6項（通所利用者負担額の受領）に規定する知事が別に定める事項は、「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号）に定めるとおりとする。
- 二 条例第92条第5項（利用定員に関する特例）に規定する知事が定める事項は、「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成24年3月30日厚生労働省告示第232号）に定めるとおりとする。